

事務連絡
令和2年11月17日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の創設について

令和2年10月30日の第44回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染が拡大した場合の対策として、「メリハリの効いた特措法等による措置」を、エリア・業種を「限定」して効果的に実施することを推進していくこととしています。

このため、国の一定の関与の下に、地方公共団体が、感染防止に効果的なエリア・業種限定の営業時間短縮要請等を行い、対象事業者に協力金の支払い等を行う場合に、第2次補正予算で計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた500億円を活用して、新たに「協力要請推進枠」を創設し、地方創生臨時交付金を追加配分することで、地方公共団体による機動的な対応を支援する旨、令和2年11月16日の政府対策本部において、総理から表明があったところです。

今般の「協力要請推進枠」の概要については別添の通りであり、関連する改正版の制度要綱等の詳細な資料については、近日中に別途通知します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

<関係資料一覧>

別添 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・波賀野・上坂

直通 03(5501)1752

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・尾花・矢部

直通 03(6257)3086

地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、地方公共団体が、感染防止に効果的なエリア・業種限定の営業時間短縮要請等を行い、協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する。これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

○ 追加配分の対象となる要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行うエリア・業種限定の営業時間短縮要請等であって、特措法担当大臣との協議を経たもの（以下「支援対象要請」という。）

○ 追加配分の対象団体

支援対象要請に伴い、協力金等を支出する都道府県（原則として都道府県に配分）

○ 追加配分額

知事の行う営業時間短縮要請等の内容（要請する店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付。

対象店舗数（A）	×	協力金の額（B）	×	80%（C）
接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店 ※1		60万円を上限 ※2		※3

※1 協力金の支払い等を伴う要請対象店舗のうち食品衛生法に基づく飲食店許可件数×0.9（協力割合）
（各都道府県の2割（5,000件を下回る場合には5,000件）を上限）

※2 1日当たり協力金額（最大2万円）×要請日数（最大30日） ※3 国の分担割合

○ 適用時期

令和2年11月1日以降に行われる要請に適用

○ 「協力要請推進枠」の予算額

500億円 ※第2次補正予算2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた分